

保存版

協会けんぽ ハンドブック



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

目次

全国健康保険協会 協会けんぽハンドブック



- 1 ページ 申請書提出先一覧
- 2 ページ 協会けんぽの財政は厳しい状況にあります
- 3 ページ 協会けんぽ宮崎支部の健康保険料率について
- 4 ページ インセンティブ制度
-
- 6 ページ **正しい知識を身に付けよう**
健康保険制度と医療費のしくみ
- 7 ページ **健康保険被保険者証**
健康保険証は正しく使いましょう
健康保険証の適正使用
- 8 ページ 健康保険証は退職日の翌日から使用できません
- 9 ページ **健康保険被保険者証再交付申請**
健康保険証等をなくしたとき
- 10 ページ **任意継続被保険者**
退職後も健康保険へ継続加入をしたいとき
- 13 ページ **療養の給付**
健康保険証を提示して治療を受けるとき
- 15 ページ 工作中や通勤途中にケガをした場合、
病院等での治療に「健康保険証」は使えません
- 16 ページ **療養費**
医療費の立替払い、治療用装具作成や
海外で診療を受けたとき
- 20 ページ **限度額適用認定申請・特定疾病**
医療費が高額になりそうなとき
- 23 ページ **高額療養費**
高額な医療費を支払ったとき
- 27 ページ **高額介護合算療養費**
医療保険と介護保険の自己負担額が
高額になったとき
- 28 ページ **傷病手当金**
病気やケガで仕事を休んだとき
- 33 ページ **出産手当金**
出産で仕事を休んだとき
- 37 ページ **出産育児一時金**
子供が生まれたとき
- 41 ページ **埋葬料(費)・家族埋葬料**
ご本人・ご家族が亡くなったとき
-
- 44 ページ 被保険者が受ける生活習慣病予防健診
- 45 ページ 被扶養者が受ける特定健康診査
- 46 ページ 定期健診結果のご提供のお願い
- 47 ページ 特定保健指導を受けましょう
-
- 48 ページ ジェネリック医薬品なら
お薬代を節約できます
- 48 ページ 柔道整復師の正しいかかり方
- 49 ページ 事業主の皆様 健康宣言しませんか？
- 51 ページ 便利な協会けんぽホームページを
ご利用ください。
- 52 ページ 申請書ネットプリント
- 52 ページ メールマガジン読者募集中です！
- 53 ページ 上手な医療のかかり方
- 53 ページ マイナンバーカードが健康保険証
として利用できるようになります。

申請書提出先一覧



各種申請書の提出は郵送をご利用ください

健康保険に関する申請書は、種類によって提出先が分かれています。必要な申請用紙は、ホームページからダウンロード・印刷してご使用いただけます。協会けんぽで受付している申請書は、すべて郵送でご提出いただくことができます。



郵送での提出にご協力をお願いいたします。

〒880-8546

全国健康保険協会 宮崎支部

(協会けんぽ)

宮崎市橘通東1-7-4

第一宮銀ビル5階

※【個別郵便番号〒880-8546】を記載していただいた場合は、郵便の宛先住所を省略することができます。

〒812-8579

日本年金機構 福岡広域事務センター

※【個別郵便番号〒812-8579】を記載していただいた場合は、郵便の宛先住所を省略することができます。

在職中の方の健康保険・厚生年金に関するお届けはこちらです



健康保険の給付(傷病手当金等)や退職後の健康保険(任意継続)に関するお届けはこちらです



従業員の採用

●被保険者資格取得届

変更訂正

●健康保険被扶養者(異動)届
(国民年金第3号被保険者関係届)

●被保険者住所変更届
●被保険者氏名変更(訂正)届

再交付

●年金手帳再交付申請書

給与賞与

●被保険者報酬月額算定基礎届
●被保険者報酬月額変更届
●被保険者賞与支払届

病気・ケガ入院等

●健康保険被保険者証再交付申請書
●健康保険高齢受給者証再交付申請書

●傷病手当金支給申請書
●療養費支給申請書
●高額療養費支給申請書
●限度額適用認定申請書
●限度額適用・標準負担額減額認定申請書
●特定疾病療養受療証交付申請書
●第三者等の行為による傷病届

出産育児休業

●出産手当金支給申請書
●出産育児一時金支給申請書

●産前産後休業取得者申出書
●育児休業等取得者申出書(新規・延長)
●産前産後休業終了時報酬月額変更届
●厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書
●育児休業等終了時報酬月額変更届

健康診断

●特定健康診査受診券(セット券)申請書

退職死亡

●埋葬料(費)支給申請書

●被保険者資格喪失届
●健康保険被保険者証回収不能届

退職後の保険(任意継続)

●任意継続被保険者資格取得申出書
●任意継続被保険者資格喪失申出書
●任意継続被保険者被扶養者(異動)届

事業所に
関するもの

●適用事業所名称 / 所在地変更(訂正)届
●事業所関係変更(訂正)届

詳細はホームページにてご確認ください。

協会けんぽ 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



ホームページ
ダウンロード

詳細はホームページにてご確認ください。

日本年金機構 検索

<https://www.nenkin.go.jp>



ホームページ
ダウンロード



協会けんぽの財政は 厳しい状況にあります

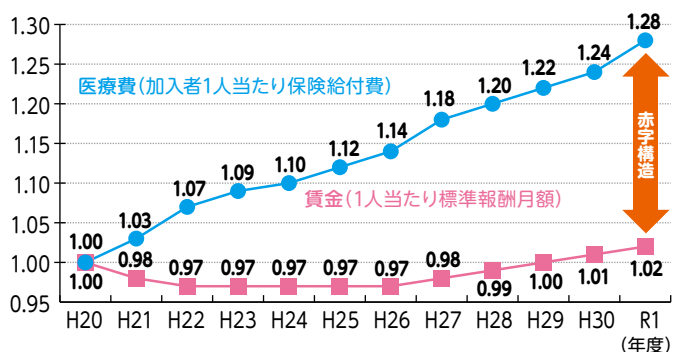
協会けんぽの保険財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造にあります。また、高齢者医療にかかる拠出金については、増加の流れに一時的に歯止めがかかったものの、依然として重い財政負担になっています。協会けんぽの保険料率は医療費や拠出金等の財政状況により各支部ごとに定められ、宮崎支部は9.83%（令和3年度現在）（全国平均10%）となっています。

高齢者医療の拠出金が重い負担に

高齢化等による医療費支出の伸びが賃金の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造にあります。協会けんぽの支出の約4割は高齢者医療制度への拠出金等で、保険料率引上げの最大の要因となっています。

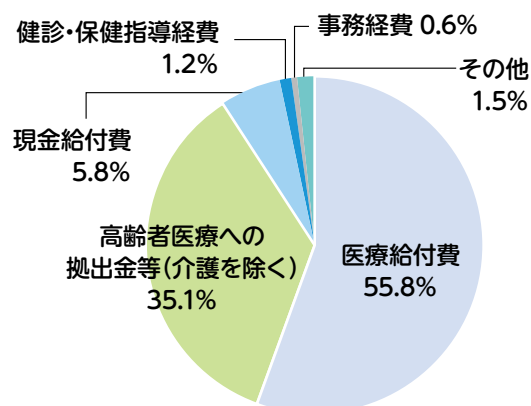
●医療費と賃金（報酬）の伸び（対平成20年度の指数）

協会けんぽの保険財政の傾向



※数値は平成20年度を1とした場合の指数で表示したものです。

●令和元年度協会けんぽの支出（決算） 支出合計約10.3兆円



協会けんぽでは保険料率の上昇抑制のためさまざまな取組を行っています

協会けんぽでは、皆さまの保険料負担をできるだけ軽減できるよう、次のような取組をすすめています。

ジェネリック医薬品の使用促進	お薬代の負担が少なくなるジェネリック医薬品の使用を促進しています
医療費適正化	医療機関から誤った保険請求がされていないか点検しています
健康診断・保健指導	生活習慣病の予防のための健康診断や保健指導の取組を行っています
不正受給の防止	審査の厳格化により不正受給の防止を図っています
被扶養者資格の再確認	高齢者医療制度への拠出金等の適正化のため、被扶養者資格の再確認をお願いしています
健康宣言の推進	健康宣言事業の周知及び宣言事業所数増加を目的とした勧奨や宣言事業所への取組みのサポートを行っています

そのほか、加入者の疾病予防、医療の質の確保、医療費適正化対策等の取組をすすめ、保険者機能のさらなる強化を図ってまいります。

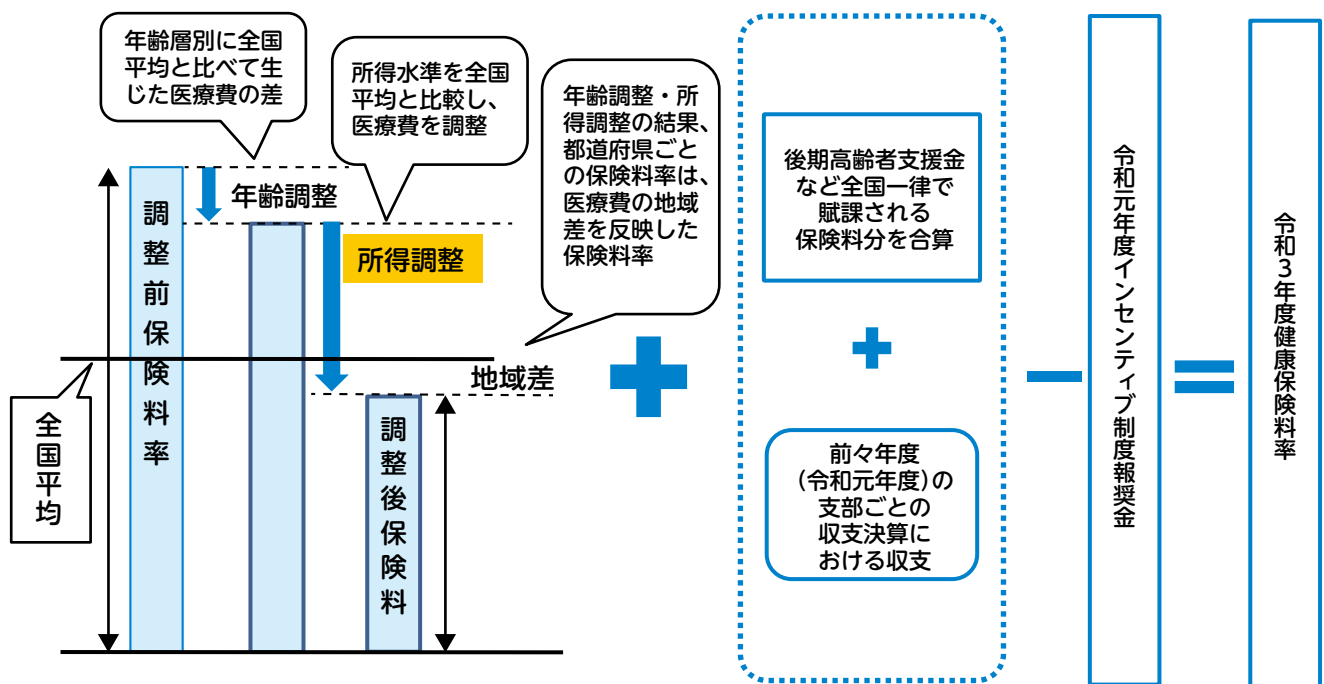
協会けんぽ宮崎支部の健康保険料率について

都道府県ごとの健康保険料率は、協会けんぽ宮崎支部加入者の皆様の医療費に基づいて算出されます。疾病予防等の取り組みにより加入者の皆様の医療費が下がれば、その都道府県の保険料率の伸びを抑えることが可能な仕組みになっております。

健康保険料を計算するにあたり、都道府県によって、所得水準の違いや年齢構成の違いがあるため、都道府県間で相互に調整が行われます。そこに共通料率(全国一律)を加算し、支部別収支(実績)に基づく精算分を反映させ、インセンティブ制度による加減算分を反映させることで算定しています。

全国平均保険料率は10%で、協会けんぽ宮崎支部では、次の計算方法により令和3年度保険料率9.83%で決定されています。

所得水準が低い宮崎支部の場合(令和3年度)



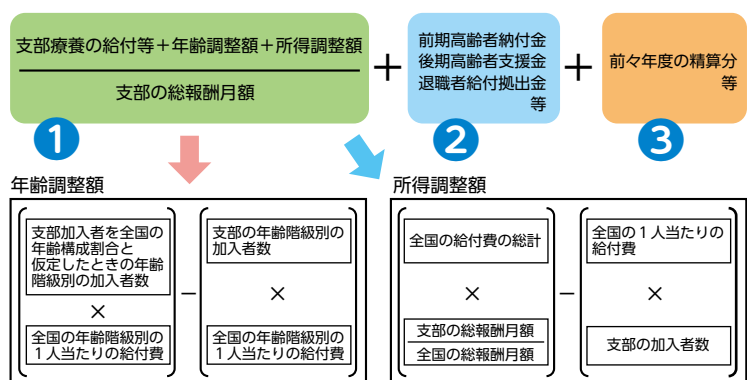
都道府県単位保険料率の計算方法について

●年齢調整・所得調整の計算は右のとおり

右の①は、都道府県の特徴により調整される保険料で第1号保険料率といいます。

右の②は、現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等経費をもとに計算される全国一律の保険料率で第2号保険料率といいます。

右の③は、前々年度の支部ごとの収支決算における収支差をもとに計算される保険料率で第3号保険料率といいます。



皆さまの取組みで
保険料率が変わる！



インセンティブ制度

インセンティブ制度について

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組みに応じてインセンティブ(報奨金)を付与し、ご負担いただいている都道府県支部ごとの保険料率に反映させる制度です。






当該年度の取組みは翌々年度の保険料率に反映させる仕組みになっています。例えば、令和元年度の取組結果(実績)は令和3年度の保険料率に反映されます。

インセンティブ制度の概要

- ①制度の財源として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%を盛り込んで計算します。
- ②各支部の評価指標(特定健診受診率等)の実績に応じて得点をつけます。その得点をランキングづけし、47支部中上位23支部に該当した支部に①を財源とした報奨金を充てることによって保険料率を引き下げます。

インセンティブ制度の評価指標について

加入者及び事業主の皆さまに取組んでいただきたいことは、以下の5つのことです。
5つの評価指標により、インセンティブ制度のランキングが決まります。

評価指標	必要な取組み	関連ページ
1 特定健診等の受診率 	<ul style="list-style-type: none"> ●協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)を受診してください。 ●労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の健診結果を協会けんぽにご提供ください。 	P44 P46
2 特定保健指導の実施率 	<ul style="list-style-type: none"> ●健診結果で生活改善が必要と判定された方*1は、協会けんぽの特定保健指導*2をご利用ください。 <p><small>*1 腹囲：男性 85cm 以上、女性 90cm 以上、収縮期血圧：130mmHg 以上、空腹時血糖値：100mg / dl 以上等。詳細はホームページをご覧ください。</small></p> <p><small>*2 健診結果で生活改善が必要とされた方へ協会けんぽの保健師等が行う健康サポートです。</small></p>	P47
3 特定保健指導対象者の減少率 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組んでください。 ●特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。 	P47
4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率*3 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関を受診してください。 <p><small>*3 協会けんぽからの受診勧奨を受けてから3ヵ月以内の医療機関受診率</small></p>	P44
5 後発医薬品の使用割合 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関でお薬の処方を受けられる場合は、積極的に後発医薬品(ジェネリック医薬品)*4をご選択ください。 <p><small>*4 後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。</small></p>	P48

協会けんぽ宮崎支部の令和元年度インセンティブ制度順位は12位！

※加入者の皆さまの取り組みの結果、令和3年度の保険料率は下がる結果になりました。

宮崎支部インセンティブ制度 令和元年度順位()内は平成30年度順位

総合順位	指標①特定健診等の実施率	指標②特定保健指導の実施率	指標③特定保健指導対象者の減少率	指標④要治療者の医療機関受診率	指標⑤後発医薬品の使用割合
12位 (12位)	40位 (35位)	28位 (18位)	5位 (14位)	9位 (17位)	14位 (9位)

協会けんぽ宮崎支部の令和元年度インセンティブ制度に対する取り組みの順位は全国12位でした。

特徴を見てみると、評価5項目のうち、指標①特定健診等の実施率の伸びが低い傾向があります。宮崎県の他保険者においても似たような傾向が見られます。

インセンティブ制度は、実施結果により健康保険料率の伸びを抑えることができる制度です。

指標①特定健診等の実施率の向上を図ることができれば、より上位を目指すことができます。そのためには、協会けんぽ宮崎支部はもとより、事業主様、加入者の皆様と共に、「年に1度は健診受診」を推進していくことが大切になると思慮します。

※定期健診結果をご提供いただくことで指標①の報告を行うことができます。宮崎支部が行っている健診事業については、本書の44～46ページをご覧ください。

